

スポーツ振興基本計画の達成状況と課題(案)

〔スポーツ振興基本計画の概要〕

○根拠：スポーツ振興法第4条に基づく文部科学大臣告示

○計画期間：平成13年度からのおおむね10年間の計画、平成18年に中間改定

- 計画の主要な課題
- (1) スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策
 - (2) 生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策
 - (3) 我が国の国際競技力の総合的な向上方策

1. スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策

【政策目標】

子どもの体力の低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを目指す。

A. 政策目標達成のため必要不可欠である施策

- 1) 子どもの体力向上国民運動の展開～家庭へのアプローチ～
- 2) 子どもを惹きつけるスポーツ環境の充実～学校と地域の連携～

B. 政策目標達成のための基盤的施策

- 1) 教員の指導力の向上
- 2) 子どもが体を動かしたくなる場の充実
- 3) 児童生徒の運動に親しむ資質・能力や体力を培う学校体育の充実
- 4) 運動部活動の改善・充実

2. 生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策

【政策目標】

生涯スポーツ社会の実現のため、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が50パーセントとなることを目指す。

A. 政策目標達成のため必要不可欠である施策

- 総合型地域スポーツクラブの全国展開
- 1) 2010年までに、全国の各市区町村において少なくともひとつは総合型地域スポーツクラブを育成。(将来的には中学校区程度の地域に定着)
 - 2) 2010年までに、各都道府県において少なくともひとつは広域スポーツセンターを育成。(将来的には広域市町村単位に設置)

B. 政策目標達成のための基盤的施策

- 1) スポーツ指導者の養成・確保・活用
- 2) スポーツ施設の充実
- 3) 地域における的確なスポーツ情報の提供
- 4) 住民のニーズに即応した地域スポーツの推進

3. 我が国の国際競技力の総合的な向上方策

【政策目標】

オリンピックにおけるメダル獲得率が、夏季・冬季合わせて3.5パーセントとなることを目指す。

A. 政策目標達成のため必要不可欠である施策

- 1) 一貫指導システムの構築
- 2) トレーニング拠点の整備
- 3) 指導者の養成・確保
- 4) 競技者が安心して競技に専念できる環境の整備

B. 政策目標達成のために必要な側面的施策

- 1) スポーツ医・科学の活用
- 2) アンチ・ドーピング活動の推進
- 3) 国際的又は全国的な規模の競技大会の円滑な開催等
- 4) プロスポーツの競技者等の社会への貢献の促進

主要課題ごとの達成状況と課題(総論)

1. スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策

政策目標	人間が発達・成長し、創造的な活動を行っていくために必要不可欠なものであり、「人間力」の重要な要素である子どもの体力について、スポーツの振興を通じ、その低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを目指す。
達成状況と課題	<p>文部科学省において実施している「体力・運動能力調査」の体力合計点は平成13年から21年では増加傾向にあり、ここ9年では体力は向上傾向にある。</p> <p>しかし、体力水準の高かった昭和60年度と比較すると、基礎的運動能力は依然として低い水準にあることから、目安となる運動量などの具体的な指標を盛り込んだ幼児期等における運動・スポーツ指針を策定し、体力向上のための取組を促すことが必要。</p> <p>また、豊かなスポーツライフの基礎となる学校体育について、小学校における体育活動の支援を行う専門的な人材の配置や、中学校武道必修化に向けた武道場の整備、新学習指導要領の趣旨の徹底等により、その充実を図っていくことが必要。</p>

2. 生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策

政策目標	<p>(1) 国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。</p> <p>(2) その目標として、できる限り早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人(50%)となることを目指す。</p>
達成状況と課題	<p>平成21年9月現在のスポーツ実施率は45.3%であり、経年的変化を見ると着実に向上していることから、生涯スポーツ社会の実現に向けて順調に進捗していると判断できる。</p> <p>今後は、「スポーツ立国戦略」に掲げる目標(週1回以上のスポーツ実施率:65%、週3回以上:30%)の到達に向けて、各課題に留意しつつ、特に、実施率の低い世代(20代男性、30代女性等)のスポーツ参加を促進するなど、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進することが必要。また、進捗にやや遅れが見られる総合型クラブの設置を推進するとともに、その活動の充実・発展を図ることが必要。</p> <p>また、スポーツ基本法の制定を踏まえ、障害者と健常者が共にスポーツに親しむことができる環境等の充実や、競技スポーツと地域スポーツの人材の好循環を形成するため、関係団体間の連携・協働を促進しつつ、トップアスリート等が地域で活躍できる環境を整備することが必要。</p>

3. 我が国の国際競技力の総合的な向上方策

政策目標	<p>(1) オリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における我が国のトップレベルの競技者の活躍は、国民に夢や感動を与え、明るく活力ある社会の形成に寄与することから、こうした大会で活躍できる競技者の育成・強化を積極的に推進する。</p> <p>(2) 具体的には、1996年（平成8年）のアトランタ夏季オリンピック競技大会において我が国のメダル獲得率が1.7%まで低下したことを踏まえ、我が国のトップレベルの競技者の育成・強化のための諸施策を総合的・計画的に推進し、早期にメダル獲得率が倍増し、夏季・冬季合わせて3.5%となることを目指す。</p>
達成状況と課題	<p>例えば北京オリンピックでは、①過去5回の夏季大会でアテネ大会に次ぐメダル獲得数、②アテネ大会と並ぶ過去最高の入賞種目数を達成するなど一定の成果も見られるが、直近のメダル獲得率は、2.47%にとどまる。</p> <p>国家戦略として多額の国費を投入する強豪国に競り勝つため、各課題に留意しつつ、</p> <ul style="list-style-type: none">・タレント発掘・育成について、JOC・NF・体育系大学・地域等との連携による新たなプログラムの開発と質向上、更には全国規模での統一的なプログラムの開発・実施・大学との連携等、All Japanでの強化・研究活動体制の構築・外部有識者委員会によるJISSの活動状況の点検・評価及び機能強化体制の構築 <p>などにより、ジュニア期からトップレベルに至る戦略的・体系的な強化体制を構築する必要がある。</p> <p>また、スポーツ基本法の制定を踏まえ、新たにスポーツ団体のガバナンス強化や、スポーツ紛争の迅速・円滑な解決への支援、競技性の高い障害者スポーツに対する一体的支援などに取り組むことが必要。</p>

主要課題ごとの達成状況と課題(各論)

1. スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策

政策 目標	人間が発達・成長し、創造的な活動を行っていくために必要不可欠なものであり、「人間力」の重要な要素である子どもの体力について、スポーツの振興を通じ、その低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを目指す。
----------	--

A. 政策目標達成のため必要不可欠である施策

到達目標	現行基本計画における 具体的施策展開	これまでの取組と成果	課題
(1)子どもの体力向上 国民運動の展開～家 庭へのアプローチ～ 保護者をはじめとした 国民全体が、子どもの 体力の重要性につい て正しい認識を持つよ う、国民運動を展開 し、国民意識の喚起を 行う。	○国民運動の 展開等	○体力づくり強調月間及び体育の日の行事、各地域における体力の重要性等に関する保護者の啓発セミナーの実施等 →「『体育の日』中央記念行事」への参加者数(主に小中学生及びその保護者)は増加傾向にある。 (H19) 1,371名→(H20) 3,691名→(H21) 12,856名→(H22) 14,300名 →「おやこ元気アップ事業」の参加者アンケートにおいて、「今後子どもと一緒に運動したり、遊んだりするようにしたいと思う」と答えた割合は以下の通りであり、子どもの体力向上に向けた啓発度は高い水準で推移。 (H19) 97.8%→(H20) 95.1%→(H21) 95.3%→(H22) 95.9%	・現在の拡大傾向を維持するためには、新しい保護者となる世代に継続的に普及を行う必要があるため、スポーツ行事等を通じて保護者への啓発を、更に進める必要がある。
		○全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施 →「学校において体育・保健体育の授業改善に取り組んだ」学校の割合が増加傾向にある。(H21)63.7%→(H22) 79.4% →「学校において体育・保健体育の授業以外で体力の向上に取り組んだ」学校の割合が増加傾向にある。(H21)39.8%→(H22) 42.9%	・学校の取組や都道府県における検証改善サイクルの定着を、更に促進する必要がある。
		○子どもの発達段階に応じた体力向上プログラムの開発及び普及のための講習会(9地域(H22年度))を実施 →発達段階に応じた身体操作能力を身に付け、高めるためのプログラムが開発された。また、講習会の実施により、その効果的な指導に向けた指導者の質の向上が図られている。 ○幼児期の運動指針の策定(平成22年度～23年度)	・体力向上のための取組を促すため、目安となる具体的な指標を盛り込んだ幼児期等における運動・スポーツ指針を策定し、普及する必要がある。

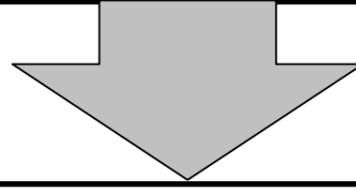
<p>(2)子どもを惹きつけるスポーツ環境の充実～学校と地域の連携～</p> <p>学校と地域が連携して、子どもの学校内外のスポーツ環境を充実する。</p>	<p>○学校と地域で活躍できる指導者の養成・確保</p>	<p>○(財)日本体育協会を通じてスポーツ指導者の養成を実施 →日本体育協会公認スポーツ指導者登録数等が着実に増加。 (H12) 95,839人 → (H21) 306,391人</p> <p>○指導者の質の向上に向けた先進的な研修プログラムの開発・普及を実施</p> <p>○クラブマネージャー講習会(実施県:43/47(H21.7))や日本体育協会クラブマネージャー養成講習会(全国9ブロックにて開催(H21))の実施 →各地で実施された講習会に多数の受講者が参加し、指導者の質の向上が図られた。</p> <p>【講習会参加者数(H21年度の延べ人数)】 都道府県体育協会主催分:約2,000名、日本体育協会主催分:約1,000名</p>	<p>・地域の指導者情報を一元的に集約するためにデータベース化を進めるとともに、総合型クラブ等と指導者とのマッチング機能を強化する必要がある。</p>
	<p>○現場における実践的取組の強化</p>	<p>○学校の運動部活動について、総合運動部活動の取組を支援するための事業や、地域のスポーツ指導者の活用を推進するための事業を実施</p> <p>○学習指導要領の改訂において、子どもの体力低下への対応として、体育の授業時間数の増加や、体づくり運動の充実を図った。また、運動部活動を含めた部活動が学校教育活動の一環であるという位置づけを明記 →中学校の運動部活動における外部指導者数は、着実に増加しているが、まだ十分ではない。 (H14)16,754名→(H22)30,535名</p>	<p>・外部指導者の活用の際し、学校と地域の連携や顧問と外部指導者の共通理解など派遣に関する体制が整っていない学校もあるため、学校と外部指導者の関係がうまくいくよう体制づくりを行う必要がある。</p>

B. 政策目標達成のための基盤的施策

到達目標	現行基本計画における具体的施策展開	これまでの取組と成果	課題
<p>(1)教員の指導力の向上</p> <p>児童生徒の発達段階等に応じて指導し、スポーツの楽しさを感じさせることができるよう、教員の指導力の向上を図る。</p>	<p>○各種研修会の開催等</p>	<p>○都道府県・政令指定都市教育員会の学校体育担当を対象とした学習指導要領などに関する説明会や研修会を開催</p> <p>○体育の授業の指導の参考となる実技指導資料等を作成</p> <p>○「子どもの体力向上指導者養成研修」を教員研修センターと共催で実施 →説明会等の開催や実技指導資料等の作成により、学習指導要領の趣旨が徹底され、指導力が一定程度向上した。</p> <p>→なお、教員研修センターで実施している「子どもの体力向上指導者養成研修」(H22年度)の参加者アンケートにおいて、95.1%の参加者が有意義だったと回答しており、教員の指導力向上のための研修の充実が図られている。</p> <p>○体育・保健体育のデジタル教材の作成。(平成23年度)</p> <p>○小学校体育活動コーディネーターの派遣等を行う「スポーツコミュニティの形成促進事業」を実施 (平成23年度～)</p>	<p>・改訂された学習指導要領においては、小中高校を見通した指導内容の体系化が図られたことから、その内容に沿った指導力の向上や趣旨を徹底する必要がある(例えば、中学校において新たに必修となった武道・ダンスなど)。</p> <p>・小学校においては、教員が全教科を指導しており、体育指導に困難を感じる教員が少なくないことから、小学校における体育活動の支援を行うため、専門的な指導を行うことのできる人材を配置する必要がある</p>

<p>(2)子どもが体を動かしたくなる場の充実</p> <p>学校内外において子どもが体を動かしたくなる場を充実させる。</p>	<p>○グラウンドの芝生化やスポーツ施設の充実</p>	<p>○安全・安心な学校づくり交付金(H17までは補助金)において、武道場等の学校体育施設、地域スポーツ施設、学校体育施設の共同利用化のためのクラブハウスや屋外照明施設の整備、校庭の芝生化等を支援</p> <p>→中学校武道場整備率、校庭の芝生化率及び学校開放率が着実に増加している。</p> <p>【中学校武道場整備率】 (H12) 43.8% (H21) 47.8%</p> <p>【校庭の芝生化率】 (H16) 3.3% (H21) 4.9%</p> <p>【学校開放率(年間を通じ定期的に曜日を決めて実施する場合)】</p> <p>平日(H13)51.7→(H19)57.1%</p> <p>土曜日(H13)51.2→(H19)57.8%</p> <p>日曜日(H13)48.9→(H19)55.7%</p> <hr/> <p>○スポーツ振興くじ助成において、総合型地域スポーツクラブの活動拠点となるクラブハウスの整備やグラウンドの芝生化など、地域住民の身近なスポーツ活動の拠点となる施設の整備を支援</p> <p>【スポーツ振興くじ助成(地域スポーツ施設整備助成)の実績(H14～H22年度の累計)】</p> <p>件数：413件、金額：8,171,106千円</p> <p>→H22年度の助成配分額は224件・4,972,899千円であり、件数・金額とも拡大したが、くじの売上げが低迷していた期間が長いことから、H14年度からの累計では未だ十分な成果が出ていない。</p>	<p>・中学校武道場整備率については、増加しているものの伸び率は低く、H24年度からの中学校武道必修化に向けて、更なる整備促進を図る必要がある。</p> <p>・地域のスポーツ施設は減少しており、住民のスポーツ活動の拠点となる小規模な体育館の設置など、地域の実状を踏まえたスポーツ施設の整備が課題である。</p> <p>・地域スポーツ活動の場としても重要な役割を果たす学校体育施設の開放は90%以上の市区町村で行われているが、開放時間、利用対象者の在り方等住民のニーズに合致したものとなるよう充実を図る必要がある。</p>
<p>(3)児童生徒の運動に親しむ資質・能力や体力を培う学校体育の充実</p> <p>運動に親しむ資質・能力を育成し、児童生徒が生涯にわたり豊かなスポーツライフを送れるようにする。</p>	<p>○学習指導要領の趣旨の徹底</p> <hr/> <p>○学校体育の充実</p>	<p>○都道府県・政令指定都市教育委員会の学校体育担当を対象に、学習指導要領などに関する説明会や研修会を開催</p> <p>○体育の授業の指導の参考となる実技指導資料等を作成</p> <p>○「子どもの体力向上指導者養成研修」を教員研修センターと共催で実施</p> <p>→説明会等の開催や実技指導資料等の作成により、学習指導要領の趣旨が徹底された。</p> <hr/> <p>○学習指導要領の改訂においては、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現することを重視し、運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに、発達の段階のまとまりを考慮した指導内容の体系化を図った</p> <p>○H24年度から中学校で必修となる武道・ダンスを安全かつ円滑に実施できるよう武道・ダンスの指導の充実を図るための実践研究を実施(H21年度は57地域、H22年度は58地域で実施)</p> <p>→改訂された学習指導要領の円滑な実施に向けた環境の充実が、一定程度図られた。</p>	<p>・改訂された学習指導要領に沿った指導力の向上や趣旨を徹底する必要がある。(小学校はH23年度、中学校はH24年度から完全実施。高等学校はH25年度から年次進行で実施。)</p> <p>・運動をほとんどしない子どもが多いため、運動に親しむ資質や能力が十分に育成されていないことが懸念されるため、特に女子を対象にして、体育をはじめとした学校教育全体を通し、運動の楽しさや喜びを味わうことができる取組を行う必要がある(「全国・体力運動能力、運動習慣等調査」によれば、運動をほとんどしない子どもが多く、特に女子においてその傾向が顕著である)。</p> <p>・H24年度からの武道・ダンスの必修化に向けて、スポーツ医学の活用等により、安全かつ円滑に授業を実施するための更なる取組を行う必要がある。</p>

<p>(4)運動部活動の改善・充実</p> <p>児童生徒のスポーツに関する多様なニーズに応えるため、学校の実態等に応じて複数校合同で運動部活動等が柔軟に実施できるようにする。</p>	<p>○複数校合同運動部活動等の推進</p> <p>○運動部活動の運営の改善</p> <p>○学校体育大会の充実</p>	<p>○運動部活動の実態に関する調査の実施 (H13.10)</p> <p>→複数校合同運動部活動について、部活動への意欲の向上や指導力の向上などの効果とともに、活動場所への移動方法や活動時間・日数の確保、人間関係などの課題が明らかになった。</p> <p>○複数校合同運動部活動や総合運動部活動等についての実践研究を実施</p> <p>→運動部活動の参加率は、中学校においては若干減少、高等学校では増加。</p> <p>【運動部活動の参加率】</p> <p>中学校 (H13) 65.9%→(H22) 64.1%</p> <p>高等学校 (H13) 34.8%→(H22) 40.4%</p> <p>→複数校合同運動部の大会への出場については、全国中学校体育大会においてはH15年から、全国高等学校総合体育大会 (インターハイ) ではH14年から、一定の条件のもとで大会参加が認められた。</p> <p>○学習指導要領の改訂において、運動部活動を含めた部活動が学校教育活動の一環であるという位置づけを明記</p>	<p>・複数校合同運動部活動については、地域によって、練習場所までの移動手段の確保や、学校間の連携が十分でないことなどの課題がある。</p> <p>・運動部活動において、行き過ぎた指導があるといった指摘や、事故が多く発生しているといった状況があり、生徒の健康や安全に配慮した活動を求める必要がある。</p> <p>・全国中学校体育大会や全国高等学校総合体育大会 (インターハイ) などの大会において、地域のスポーツクラブで活動する生徒などの参加を認めることなどについて主催団体における検討を促す必要がある。</p>
--	--	---	---



<p>達成状況と課題</p>	<p>文部科学省において実施している「体力・運動能力調査」の体力合計点は平成13年から21年では増加傾向にあり、ここ9年では体力は向上傾向にある。</p> <p>しかし、体力水準の高かった昭和60年度と比較すると、基礎的運動能力は依然として低い水準にあることから、目安となる運動量などの具体的な指標を盛り込んだ幼児期等における運動・スポーツ指針を策定し、体力向上のための取組を促すことが必要。また、豊かなスポーツライフの基礎となる学校体育について、小学校における体育活動の支援を行う専門的な人材の配置や、中学校武道必修化に向けた武道場の整備、新学習指導要領の趣旨の徹底等により、その充実を図っていく必要がある。</p>
----------------	---

2. 生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策

政策 目標	(1)国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。
	(2)その目標として、できる限り早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人(50%)となることを目指す。

A. 政策目標達成のため必要不可欠である施策

○総合型スポーツクラブの全国展開

到達目標	現行基本計画における 具体的施策展開	これまでの取組と成果	課題	
2010年(平成22年)までに、全国の各市町村において少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブを育成する。	○総合型地域スポーツクラブ育成環境の整備	<p>○「スポーツコミュニティの形成促進事業」にて、拠点クラブにおいてトップアスリート等を活用し、地域スポーツを支援すること等を通じて、「新しい公共」を担うスポーツコミュニティの形成を促進(平成23年度～)。</p> <p>○スポーツ振興くじ助成を通じて、総合型地域スポーツクラブの全国展開を推進。</p> <p>○「総合型地域スポーツクラブ特別支援事業」において、総合型クラブの育成率が低い地域を対象に課題調査を実施し、各地域における課題の解決に関する取組を実施。</p> <p>○「総合型地域スポーツクラブを核とした活力ある地域づくり推進事業」において、働き盛りの年代のスポーツ参加機会の創出、高齢者の運動・スポーツ活動への参加機会の創出等スポーツを取り巻く様々な課題の解決に資する取組を実施。</p> <p>→ 総合型クラブ数、総合型クラブ設置済み市町村の割合、法人格取得クラブ数は以下の通りであり、設置率については目標(全国の市町村において少なくとも一つは総合型クラブを育成)に到達していない。 【総合型クラブ数(創設中も含む)】 (H14)426クラブ→(H22)3,114クラブ 【総合型クラブ設置済み市町村の割合】 (H14)13.1%→(H22)71.4% 【法人格取得クラブ数】 333クラブ(H22.7現在)</p>	<p>・設置率については伸び率がやや低化する傾向が見られるため、原因分析の上、対応施策も含めて、引き続き総合型クラブの創設支援を行っていくことが必要。</p> <p>・総合型クラブにおける課題(指導者の確保、財源の充実及び会員の確保)の解決及び活動の充実・発展に向けて、例えば、拠点クラブを中心として総合型クラブ間でネットワークを構築し、指導者やクラブマネージャーの共有、交流大会などの共同事業の実施が考えられる。これに関して、国としてどのような支援が可能か検討が必要。</p> <p>・地域住民が主体的に運営する総合型クラブの自立を促進するよう、総合型クラブのNPO法人・認定NPO法人化、クラブ間での優れた運営ノウハウや指導者情報の共有化、施設の共同利用化を促進することが課題。</p> <p>・地域スポーツと競技スポーツの人材の好循環の形成に向け、総合型クラブを活用して人材の好循環を創出するとともに、地域レベルの各種団体の相互の連携を促進するための具体的方策について検討することが課題。(基本法前文)</p>	
	○人材育成	○「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」において、クラブ育成アドバイザーによる巡回・指導や情報提供などの取組を実施することにより、総合型クラブの全国展開を推進(平成16年度～)。	<p>○「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」において、クラブ育成アドバイザーによる巡回・指導や情報提供などの取組を実施することにより、総合型クラブの全国展開を推進(平成16年度～)。</p>	<p>・「新しい公共」を担うスポーツコミュニティの実現に向けて、地域住民が会費や寄附等を通じて、総合型クラブを主体的に支える仕組みを構築することが必要。</p>
	○生涯スポーツ社会の実現に向けた普及開発	○「総合型地域スポーツクラブ活動事例集」を作成し、財源・施設・事業運営等において特色ある取組を行っている全国の総合型クラブ(計48)を掲載し、全国に紹介(平成18年度)。	<p>○「総合型地域スポーツクラブ活動事例集」を作成し、財源・施設・事業運営等において特色ある取組を行っている全国の総合型クラブ(計48)を掲載し、全国に紹介(平成18年度)。</p>	

<p>2010年(平成22年)までに、各都道府県において少なくとも1つは広域スポーツセンターを育成する。</p>		<p>○「広域スポーツセンター育成モデル事業」(H10～H17)やスポーツ振興くじ助成において「広域スポーツセンター指導者派遣等事業」を実施。</p> <p>○毎年度「全国広域スポーツセンター連絡協議会」を開催し、総合型クラブの創設と地域のスポーツ活動全般に対する行政支援の在り方について、各都道府県と市区町村の情報交換を実施。</p> <p>→ 都道府県ごとの設置については達成済み。 【広域スポーツセンター設置都道府県数】 47/47 【広域スポーツセンター数】 60 (H23.4時点)</p>	<p>・都道府県ごとの設置については達成済みであるものの、広域センターは必ずしも十分に機能しているとは言えず、広域センターの役割について改めて整理を行うことが課題。</p>
--	--	--	--

B. 政策目標達成のための基盤的施策

到達目標	現行基本計画における具体的施策展開	これまでの取組と成果	課題
<p>(1)スポーツ指導者の養成・確保・活用</p> <p>ニーズに対応した質の高いスポーツ指導者を養成・確保する。</p>	<p>○スポーツ指導者の養成・確保・活用についての指針の策定</p> <p>○スポーツリーダーバンク等の整備</p>	<p>○スポーツ指導者の養成・確保に向けて、競技団体が行う指導者養成の取組に関する支援を行う。</p> <p>○クラブマネジャー講習会(実施県:43/47(H21.7))や日本体育協会クラブマネジャー養成講習会(全国9ブロックにて開催(H21))を実施することで、クラブマネジャーの養成・質の向上を推進。</p> <p>○全国体育指導委員研究協議会を開催し、全国の体育指導委員の実践活動及び研究成果の発表・協議を行うことで、体育指導委員の資質の向上を図った(昭和35年度～)。</p> <p>→ 日本体育協会公認スポーツ指導者登録数等が着実に増加。 (H12)95,839人→(H21)331,723人 → 各地で実施された講習会に多数の受講者が参加し、指導者の質の向上が図られた。 【講習会参加者数(H21年度の延べ人数)】 都道府県体育協会主催分:約2,000名 日本体育協会主催分:約1,000名</p> <p>○「広域スポーツセンター機能強化事業」において、地域における指導者情報の提供を促進するためのデータベース、リーダーバンクの設置を支援(平成22年度～)。</p>	<p>・各競技団体ごとの競技能力に係る資格制度に基づく指導者養成が、総合型クラブ(多世代・多種目・多指向)においても応用可能かどうか検証が必要。</p> <p>・また、国庫補助対象となる指導者養成については、それぞれの資格ごとに必要となる指導者数を踏まえて、具体的な養成計画の策定を求めることが必要。</p>

<p>(2) スポーツ施設の充実</p> <p>全国展開される総合型地域スポーツクラブに必要な、魅力あるスポーツ空間を確保する。(ス振(施設・政策室))</p>	<p>○地方公共団体が行うスポーツ施設の充実を支援</p>	<p>○安全・安心な学校づくり交付金(H17までは補助金)において、地域のスポーツ施設や学校体育施設の共同利用化のためのクラブハウスや屋外照明施設の整備、校庭の芝生化等を支援。 → 校庭の芝生化率、学校開放率は以下の通りであり、着実に増加している。 【校庭の芝生化率】 (H16) 3.3% (H21) 4.9% 【学校開放率(年間を通じ定期的に曜日を決めて実施する場合)】 平日(H13)51.7→(H19)57.1%, 土曜日(H13)51.2→(H19)57.8%, 日曜日(H13)48.9→(H19)55.7%</p> <p>○スポーツ振興くじ助成において、総合型地域スポーツクラブの活動拠点となるクラブハウスの整備やグラウンドの芝生化など、地域住民の身近なスポーツ活動の拠点となる施設の整備を支援。 【スポーツ振興くじ助成(地域スポーツ施設整備助成)の実績(H14~H22年度の累計)】 件数:413件, 金額:8,171,106千円 → H22年度の助成配分額は224件・4,972,899千円であり、件数・金額とも拡大したが、くじの売上げが低迷していた期間が長いことから、H14年度からの累計では未だ十分な成果が出ていない。</p>	<p>・地域の公共スポーツ施設は減少しており(平成14年度:56,475か所→平成20年度:53,732か所)、住民のスポーツ活動の拠点となる手ごろな体育館の設置など、地域の実状を踏まえたスポーツ施設の整備が課題。</p> <p>・地域スポーツ活動の場としても重要な役割を果たす学校体育施設の開放は90%以上の市区町村で行われており、開放時間、利用対象者の在り方等住民のニーズに合致したものとなるよう充実を図るとともに、そのために必要な施設整備を促進する必要がある。</p> <p>・拠点クラブについては、トップアスリートの継続的・安定的な指導等を可能とする観点から、活動拠点施設(コミュニティ体育館、運動場等)を保有することが望ましいことから、活動拠点施設の整備のための具体的な支援方策を検討することが必要。</p>
	<p>○総合型地域スポーツクラブによるスポーツ施設の利用に関する先進事例の調査と情報提供</p>	<p>○「総合型地域スポーツクラブ活動事例集」を作成し、財源・施設・事業運営等において特色ある取組を行っている全国の総合型クラブ(計48)を掲載し、全国に紹介(平成18年度)。(再掲) → 活動拠点施設の保有率:3.3% (活動拠点施設が借用施設である割合:87.1%)</p>	
<p>(3) 地域における的確なスポーツ情報の提供</p> <p>地域のニーズに即したスポーツ情報提供体制を整備する。</p>	<p>○地域住民への情報提供システムについてのモデル事例の提示</p>	<p>○「広域スポーツセンター機能強化事業」において、地域のスポーツ活動に対するスポーツ科学・医学・情報に関する支援を実施するとともに、地域における指導者情報の提供を促進するためのデータベース、リーダーバンクの設置を支援(平成22年度~)。 → スポーツ科学・医学・情報に関する支援について、上記のモデル事業を実施したが、域内の総合型クラブを始めとした地域スポーツ活動の充実には必ずしもつながっていない。</p>	<p>・情報提供体制の整備のみならず、広域センターに地域からの情報が十分集約されるよう、広域センターの役割について改めて整理を行うことが課題。</p>

<p>(4)住民のニーズに即応した地域スポーツの推進</p> <p>地域住民の主体的なスポーツ活動を支援する方向へ地域スポーツを推進する。</p>	<p>○国と都道府県、市区町村のスポーツ振興担当部局相互間の連携・協力の推進</p>	<p>○「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」において、クラブ育成アドバイザーによる巡回・指導や情報提供などの取組を実施することにより、総合型クラブの全国展開を推進(平成16年度～)。(再掲)</p> <p>○総合型クラブに対するスポーツ振興くじ助成を通じて、地域住民の主体的なスポーツ活動を支援。 【スポーツ振興くじ助成(総合型地域スポーツクラブ活動助成)の実績(H14～H22年度の累計)】 件数：3,028件 金額：6,076,179千円</p> <p>→ 総合型地域スポーツクラブ都道府県別の創設率が増加。 [全国の市町村における総合型地域スポーツクラブの創設率] (H16)22.5%→(H22)71.4%</p> <p>→ 全国の都道府県・市区町村において、スポーツ振興法第4条に基づくスポーツ振興の指針となる計画や構想を作成しているのは36.7%であった。このうち、「総合型地域スポーツクラブの育成・支援」を項目に盛り込んでいるものは84.7%であった。</p>	<p>・「新しい公共」を担うスポーツコミュニティの実現に向けて、地域住民が会費や寄附等を通じて、総合型クラブを主体的に支える仕組みを構築することが必要(再掲)。</p>
		<p>○全国体育指導委員研究協議会を開催し、全国の体育指導委員の実践活動及び研究成果の発表・協議を行うことで、体育指導委員の資質の向上を図った(昭和35年度～)。(再掲)</p> <p>→ スポーツ行政に関する情報提供を通じた地域スポーツ活動の企画立案や総合調整能力など、体育指導委員に期待される資質の向上が一定程度図られた。 (体育指導委員数：52,856人(H22.7現在))</p>	<p>・スポーツ基本法に基づくスポーツ推進委員が、地域スポーツの発展に向けてコーディネーターとしての機能を発揮することができるよう、市区町村への周知や啓発が必要。</p>
	<p>○総合型地域スポーツクラブの活動を促進するための、指導者の養成・確保・活用や施設の充実、活動の機会の場の提供等の環境整備</p>	<p>○「総合型地域スポーツクラブ活動事例集」を作成し、財源・施設・事業運営等において特色ある取組を行っている全国の総合型クラブ(計48)を掲載し、全国に紹介(平成18年度)。(再掲)</p> <p>○生涯スポーツ・体力づくり全国会議の開催(旧生涯スポーツコンベンション)を通じて、生涯スポーツの振興のための意見交換や研究協議を実施。 → 「生涯スポーツ全国会議2011」参加者アンケートにおいて、会議全体を通して「良い」印象を持った参加者は82.9%であり、地域におけるスポーツ活動の機運の醸成に寄与。</p>	<p>・地域の大学や企業等と、総合型クラブ等のスポーツ団体との連携・協働を促進することが課題。</p>
	<p>※ 基本計画改定に当たっての新たな課題</p>		<p>・競技スポーツ分野におけるスポーツ医・科学研究に関する成果を、地域の日常的なスポーツ活動における事故や障害の防止等に活用することが課題。</p>

<p>○障害の有無にかかわらずスポーツ活動に参加できる機会の確保</p> <p>○福祉関係部局等の連携による障害者スポーツに関する取組の推進</p>	<p>○障害者のスポーツ活動を支援するため、①スポーツ振興くじ(toto)助成金及びスポーツ振興基金助成金により障害者のスポーツ活動に係る支援を行うとともに、②障害者に配慮した地域スポーツ施設の整備についても支援を実施。 → 平成22年度の助成実績：①35件、58,078千円、②14件</p> <p>○また、厚生労働省と緊密な連携を図るため、「文部科学省と厚生労働省による障害者スポーツ施策連携協議会を定期的に開催(平成10年度～)。 → 直近では平成23年3月17日に開催し、障害者スポーツに対する助成制度等について情報・意見交換を実施。</p>	<p>・障害者と健常者が共にスポーツに親しむことのできる環境等の充実・普及が課題。</p>
<p>○女性、高齢者、障害者等がスポーツに参加しやすい環境づくりの推進</p>	<p>○「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進のための調査研究」において、各世代が様々なライフステージに応じて充実したスポーツ活動に参画できるよう、世代ごとのスポーツ活動の実態及びスポーツに関する意識調査を実施(平成23年度)。</p> <p>○「総合型地域スポーツクラブを核とした活力ある地域づくり推進事業」において、働き盛りの年代のスポーツ参加機会の創出、高齢者の運動・スポーツ活動への参加機会の創出等スポーツを取り巻く様々な課題の解決に資する取組を実施(平成19～21年度)。(再掲)</p>	<p>・スポーツ実施率の低い世代(20代男性、30代女性等)のスポーツ活動を向上させることを目指し、こうした世代のスポーツに関するニーズを十分に把握し、ターゲットを絞った施策を推進することが必要。</p> <p>・高齢者が、それぞれの適性や健康状態に応じて無理なく継続できる運動・スポーツプログラムの普及啓発等を行うことが課題。</p> <p>・スポーツを通じた国際的な相互交流を推進するため、指導者の派遣・受入や交流大会の実施など、市民レベルのスポーツの国際交流を一層促進することが必要。(基本法第19条) (なお、アジア地区のジュニア層の交流競技会等のスポーツ交流事業を通じて、競技力の向上を図るとともに、相互理解を深めることを目的に、公益財団法人日本体育協会への補助金により「アジア地区スポーツ交流事業」を実施。 → 平成21年度は延べ2,053名が参加。)</p>



<p>達成状況と課題</p>	<p>平成21年9月現在のスポーツ実施率は45.3%であり、経年的変化を見ると着実に向上していることから、生涯スポーツ社会の実現に向けて順調に進捗していると判断できる。</p> <p>今後は、「スポーツ立国戦略」に掲げる目標(週1回以上のスポーツ実施率:65%、週3回以上:30%)の到達に向けて、各課題に留意しつつ、特に、実施率の低い世代(20代男性、30代女性等)のスポーツ参加を促進するなど、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進することが必要。また、進捗にやや遅れが見られる総合型クラブの設置を推進するとともに、その活動の充実・発展を図ることが必要。</p> <p>また、スポーツ基本法の制定を踏まえ、障害者と健常者が共にスポーツに親しむことのできる環境等の充実や、競技スポーツと地域スポーツの人材の好循環を形成するため、関係団体間の連携・協働を促進しつつ、トップアスリート等が地域で活躍できる環境を整備することが必要。</p>
----------------	---

3. 我が国の国際競技力の総合的な向上方策

政策目標	(1)オリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における我が国のトップレベルの競技者の活躍は、国民に夢や感動を与え、明るく活力ある社会の形成に寄与することから、こうした大会で活躍できる競技者の育成・強化を積極的に推進する。
	(2)具体的には、1996年(平成8年)のアトランタ夏季オリンピック競技大会において我が国のメダル獲得率が1.7%まで低下したことを踏まえ、我が国のトップレベルの競技者の育成・強化のための諸施策を総合的・計画的に推進し、早期にメダル獲得率が倍増し、夏季・冬季合わせて3.5%となることを目指す。

A. 政策目標達成のため必要不可欠である施策

到達目標	現行基本計画における 具体的施策展開	これまでの取組と成果	課題
(1)一貫指導システムの構築 トップレベルの競技者を組織的・計画的に育成するため、一貫指導システムを構築する。具体的には、2005年(平成17年)を目的に競技団体が作成してきた、トップレベルの競技者を育成するための指導理念や指導内容を示した競技者育成プログラムを全国に普及し、このプログラムに基づき競技者に対し指導を行う体制を整備する。	1)競技者育成プログラムに基づく競技者の育成の促進	○「指導者連絡協議会(H18~21)」を実施し、一貫指導システムや競技者育成プログラムの普及啓発を図った。 → 競技者育成プログラム作成競技団体数：(H14)18団体→(H18)32団体 → エリートアカデミー生(レスリング・フェンシング・卓球：H20：9名→H22：26名)が誕生、国内外のジュニア競技大会で活躍(2010ユースオリンピック：金メダル2個獲得)	<ul style="list-style-type: none"> ・タレント発掘・育成について、JOC・NF・体育系大学・地域等との連携による新たなプログラムの開発と質向上、更には全国規模での統一的なプログラムの開発・実施が必要。 ・エリートアカデミー生には、今後も、生活全般をサポートし、世界に通用する競技者として育成を図ることが必要。
	2)競技者育成プログラムの普及及び一貫指導を実施するための体制の整備		
	3)優れた素質を有する競技者の発掘手法の研究開発等	○福岡県他10地域のタレント発掘・育成事業を国費で支援。 → 様々な育成モデルが提案され、本事業により発掘・育成された競技者が、競技団体の強化指定選手に認定されたり、JOCのエリートアカデミー生として活動。	
(2)トレーニング拠点の整備 一貫指導システムに基づく競技者の育成・強化を効果的に行うため、トップレベルの競技者や地域の優れた素質を有する競技者が集中的・総合的にトレーニングを行う拠点を整備する。特に、トップレベルの競技者の強化のため、ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設を2007年(平成19年)中に整備するとともに、中核拠点施設では対応できない競技については、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の指定を2006年(平成18年)度中に開始し、2007年(平成19年)度から支援を開始する。	1)我が国のナショナルレベルのトレーニング拠点の整備	○H20.1よりNTCの供用を開始。 → NTCの供用開始により、国内の強化合宿件数が大幅に増加。(H18)312件→(H22)1,747件(うち約6割がNTC合宿) ○H23.5よりアスリートヴィレッジ(宿泊施設)増築棟の供用を開始。 (H20定員)258名→(H23定員)448名	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のNTCの在り方の検討が必要。 例：NTC競技別強化拠点の集約化、海外拠点の設置、新たなセンターの設置、冬季競技等に関する国民体育大会施設の拠点化、パラリンピアンの利用等。 ・ナショナルチーム等の利用頻度が低い競技別NTCの活用促進が課題。
	2)地域における強化拠点の整備等	○H19.5に競技別NTCとして5競技種目5施設を指定し、支援を開始。(H23.7時点で20競技種目等22施設) → 各競技種目に対応したNTCが整備され、トップレベル競技者の強化環境が充実。	

<p>(3) 指導者の養成・確保</p> <p>一貫指導システムにおいて、優れた素質を有する競技者への指導を担う高度な専門的能力を有する指導者の養成・確保と指導者の専任化を促進する。</p>	<p>1) 一貫指導システムを担う指導者の養成・確保</p>	<p>○ナショナルコーチ等の一貫指導システムを担う指導者を配置。18競技団体41名(H22) → 競技団体の強化活動全般を統括するナショナルコーチ等が配置されたことにより、競技団体の更なるレベル向上が図られた。</p>	<p>・各競技団体において、ナショナルコーチ等を中心に、常に競技力の現状について正確な分析・評価が行われ、情報の共有と事業の改善に努める体制が構築されることが必要。</p> <p>・ナショナルコーチアカデミー修了者が大学教員等の指導者や国際舞台等多方面で活躍できるようなシステムを構築することが必要。</p>
	<p>2) ナショナルコーチアカデミーの設置</p>	<p>○「JOCナショナルコーチアカデミー」事業を支援(H19～H21)。 ○スポーツ振興くじ助成(スポーツ活動推進事業:指導者養成・活用)において、平成22年度からJOCナショナルコーチアカデミー事業を支援 → ナショナルコーチアカデミーでは、コーチング、マネジメント、コミュニケーション能力など、各競技種目のトップコーチに共通して期待される資質の向上が図られた。</p>	
	<p>3) 学校や地域における指導者に対する一貫指導システムについての理解の増進</p>	<p>○平成22年度現在、「スポーツキャリア大学院プログラム」を実施し、指導者のキャリアパス取得促進と優れた指導者の育成を図っている。 → 各大学が教育プログラムを開発するとともに、各大学、JOC、JISSが参加する連携会議で情報を共有することができた。</p>	
	<p>基本計画改定に当たっての新たな課題</p>		<p>・トレーナーなど指導者以外のスポーツの推進に寄与する人材の養成が課題。</p>
<p>(4) 競技者が安心して競技に専念できる環境の整備</p> <p>トップレベル競技者等が世界の頂点に向け競技に専念できるような体制を整備する。</p>	<p>1) スポーツ環境の変化への対応</p>	<p>○H15年度から5年間、堺ブレイザーズ他9のトップレベルのスポーツクラブが行う地域との連携及び共生を図るための事業等に対する支援を行った。 ○H20年度は、これら10クラブのうち効果的な事例について広く普及啓発活動を実施した。 → 地域に根ざしたクラブづくりと経営に対するマネジメント強化の重要性の認識及び個別のクラブが所有する有益な経営知識を共有することができた。</p>	<p>・地域スポーツと競技スポーツの人材の好循環の形成に向け、トップレベルのスポーツクラブが人材の好循環の拠点として機能するよう体制を強化することが課題。</p>
	<p>2) トップレベルの競技者に対するセカンドキャリア支援の充実</p>	<p>○セカンドキャリア支援 (H17年度からの調査研究事業の成果を踏まえ、「セカンドキャリア支援事業」(H20年度～H22年度)を実施し、セミナーを通してジュニア期からのセカンドキャリア意識の醸成を図った)。 → 参加したジュニア競技者には競技に専念しようとする意欲の向上が見られた。</p> <p>○スポーツキャリア大学院プログラムにおいて、大学が必要な理論と実践、諸科学等を組み合わせた教育プログラム開発に取り組んでいる。 → 各大学が教育プログラムを開発するとともに、各大学、JOC、JISSが参加する連携会議で情報を共有することができた。</p> <p>○スポーツ振興基金助成(選手・指導者スポーツ活動助成)において、平成23年度から「能力育成教育」の助成額を拡充するとともにスポーツ功労者顕彰受賞者等を助成対象化した。</p>	<p>・トップアスリートのセカンドキャリア支援について、教育プログラムや教材の開発に加え、指導者、保護者及び所属チーム等に対してプログラムを実施していくことが必要。</p> <p>・引退後のアスリートの実態、競技団体等のキャリアサポートとセカンドキャリアに対する取組状況等の情報収集と提供が必要。</p> <p>・現役のアスリートについても、引退後を見据えてキャリア観を発達させるとともに、自らのキャリアデザインの重要性に気づくための研修会開催やキャリアカウンセラーによるキャリア形成支援事業等が必要。</p>

<p>3) 競技力向上を支える企業に対する支援措置の充実</p>	<p>○ スポーツ功労者顕彰規程に基づきスポーツ功労団体(企業、学校、クラブ等)を顕彰している。 → 平成22年度は、企業4社、学校4校、団体1団体を顕彰。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ産業の事業者とスポーツ団体の一層の連携及び協力の促進等を進めるとともに、クラブチームを所有する企業や大学等によるスポーツへの支援に必要な措置を講ずることが課題。
<p>※ 基本計画改定に当たっての新たな課題</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ団体の運営の適正性と透明性の確保のため、ガバナンス強化を支援することが課題。 ・ スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に向け、スポーツ団体等に対し、スポーツ仲裁自動受託条項の採択をはじめとしたスポーツ紛争の迅速・円滑な解決のための取組を求めるとともに、解決支援のための体制整備を図ることが必要。 <p>(なお、これまでも、日本スポーツ仲裁機構において、競技者、競技団体及び仲裁人、調停人に対する研修会を開催したほか、ガバナンスガイドブックを作成したことにより、ガバナンスに対する普及啓発が図られている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競技性の高い障害者スポーツについて、オリンピックなどのトップスポーツとの一体的支援を見据え、厚生労働省と連携しつつ支援の在り方について検討することが課題。

B. 政策目標達成のために必要な側面的な施策

到達目標	現行基本計画における 具体的施策展開	これまでの取組と成果	課題
	<p>1) スポーツ科学、医学、情報の各側面からの支援の実施</p> <p>2) スポーツ医・科学に基づいたトレーニング、コーチング方法等の開発</p> <p>3) スポーツ医・科学研究の推進等</p>	<p>○スポーツ医・科学、情報の各側面からの支援を実施。</p> <p>○チーム「ニッポン」マルチ・サポート事業により、メダル獲得が有望な競技種目に対して、戦略的・包括的に高度な医・科学、情報支援を実施。</p> <p>○JISSのスポーツ医・科学、情報の各機能を活かし、競技現場のニーズを踏まえた実践的な研究を実施。</p> <p>○競技者、指導者等向けのシンポジウム・研修会、学術会議、学術雑誌等への投稿により、スポーツ医・科学研究の成果を普及。</p> <p>○トップアスリートのコンディション維持・回復のため、内科、整形外科など10の診療部門から構成される「スポーツクリニック」を開設。</p> <p>→ スポーツ医・科学研究に基づいた支援が充実した。</p> <p>→ 低酸素トレーニングの効果に関する研究、映像データベースやセンサ技術によるトレーニングシステム等を開発し、強化現場のトレーニング・コーチングに活用された。</p> <p>→ 競技者の外傷・障害の治療や予防等に効果を挙げた。</p>	<p>・スポーツ医・科学、情報に基づくタレント発掘・育成から始まるメダル獲得を見据えた、パフォーマンスバスの構築が課題。</p> <p>・スポーツに関する科学的研究の推進のため、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携を強化し、All Japanでの強化・研究活動体制の構築が必要。(基本法第16条)。</p> <p>・最先端のスポーツ医・科学研究の実施と高強度化・高品質化するスポーツ医・科学サポートに対応するための施設設備の整備が課題。</p> <p>・出産・育児後に競技活動を継続するための円滑な現役復帰トレーニング方法の開発、女性アスリート特有のニーズを踏まえたスポーツ医・科学サポート等の実施、出産・育児等と競技活動の両立支援などのための体制整備が課題。</p> <p>・研究成果の日常のスポーツ活動への還元(スポーツ傷害予防等)が課題。</p>
<p>(1) スポーツ医・科学の活用</p> <p>スポーツ医・科学の研究成果を活用した競技者の育成を行うため、その基盤となる実践的なスポーツ医・科学の研究体制をJISSを中心に構築し、これらを利用した支援を実施する。</p>	<p>4) 我が国におけるスポーツ情報に関する中枢的機能の確立</p>	<p>○JISSにおいて競技力向上に有用な国内外の情報を収集、分析し、スポーツ関係諸機関に提供。</p> <p>○国際競技力向上のためのタレント発掘・育成事業を地域自治体等との連携により実施。</p> <p>○H21.6に(独)日本スポーツ振興センター(NAASH)ロンドン事務所を開設し、これを拠点として、ロンドンオリンピックの準備状況や欧州スポーツ政策に関する情報を収集し、JOC、競技団体、文部科学省等に提供。</p> <p>○H22年度にスポーツ情報研究部内に国際部門を設置し、国際活動を本格実施。</p> <p>→ スポーツ関係諸機関と情報共有化が図られた。</p> <p>→ 地域におけるタレント発掘・育成事業が全国10地域(11事業)で展開された。</p> <p>→ オリンピックやアジア大会等の国際総合競技大会における戦略プランの策定等我が国の国際競技力向上のための施策・戦略に活用された。</p> <p>→ スポーツ立国戦略におけるスポーツ団体のガバナンス強化策の立案に活用された。</p> <p>→ 英国、オランダ、フランス等の欧州各国、香港、シンガポール等のアジア諸国とのスポーツ医・科学・情報領域における新たな国際関係が構築された。</p>	<p>・エリートスポーツに関する国内外情報の収集・分析に加え、政策立案支援の体制強化が必要。(基本法第16条第2項)</p> <p>・国際戦略推進のための海外拠点の充実を図るとともに、国際情報の収集・分析及び国際活動の推進のための体制強化が必要。(基本法第19条)</p> <p>・我が国の国際戦略に基づき、アジアをターゲットとしたスポーツ医・科学、情報に関する国際ネットワークの構築が課題。</p>

	5) JISSの組織運営体制の充実	<p>○NTCの設置に伴い、施設管理の専門部署を設置。</p> <p>○文部科学省委託事業チーム「ニッポン」マルチサポート事業の実施に当たり、JISS運営部にマルチサポート推進課を設置。</p> <p>○JISSに外部有識者で構成するJISS業績評価委員会を設置し、事業の事前・事後に外部評価を実施。評価結果、意見等を事業に反映。</p> <p>→ 医・科学支援業務等の改善が図られた。 → 組織的な取組みにより、マルチ・サポート事業の円滑な推進が図られた。 → JOC、競技団体等のニーズ把握し、トレーニング施設の改修、備品購入等を行い、快適なトレーニング環境の整備、管理・運営を行った。</p>	<p>・JISSの国際競技力向上、生涯スポーツ、産学連携、国際戦略等の機能強化のため、任期付き任用制度など多様な制度を活用して優れた人材を確保するとともに、常勤研究員の増員などの体制強化が必要。</p>
	基本計画改定に当たっての新たな課題		<p>・競技性の高い障害者スポーツについて、オリンピックなどのトップスポーツとの一体的支援を見据え、スポーツ医・科学支援の在り方について検討することが課題。(基本法第2条第5項)</p>
(2)アンチ・ドーピング活動の推進 我が国のアンチ・ドーピング体制の整備と国際機関との連携強化を促進する。	1)アンチ・ドーピング活動の更なる推進	<p>○検査体制を整備(H18～20までは国費等で支援。H21からスポーツ振興くじ助成で全件支援。)</p> <p>○検査数は、2,829件(JADA設立後のH14)→5,477件(H22)と増加 → 国内における検査体制が整備されるとともに、検査数が順調に増加した。</p>	<p>・検査数の拡充、とりわけ抜き打ち検査の割合の増加や、ドーピングの高度化(血液ドーピング等)に対処するため、分析技術の開発や分析機器の更新などが必要。</p> <p>・①調査・捜査体制の法的整備、②採血検査の体制整備、③違反者等の個人情報保護等の法的問題への対応について検討が必要。</p>
		<p>○教育体制を整備(H19年度から、トップアスリート等への研修会を国費で実施。)</p> <p>○研修会の回数は、37回(H19)→193回(H22)と増加 → 国内における教育体制が整備されるとともに、違反件数が年2～10件で推移しており、一定の教育効果がみられる。</p>	<p>・対象を従来のトップレベルからジュニア層にまで広げるとともに、競技会場での教育(アウトリーチ・プログラム)やITを活用した教育など、教育方法の充実も必要。</p>
	2)国際機関との連携の確立	<p>○WADAのアジア代表常任理事国として、①ユネスコの基金への拠出(約1,400万円)、②アジア地域の未締約国へのユネスコ国際規約締結の働きかけ等を実施(締約国:25/41カ国)。</p> <p>○WADA東京事務所と連携・協力するとともに、H21からはWADA本部に人材を派遣。 → 国際機関との連携強化が促進された。</p>	<p>・WADAのアジア代表常任理事国としてプレゼンスを発揮し、ユネスコ国際規約の締結を働きかけることが必要。</p> <p>・WADAの理事会・本部・地域事務所の各レベルで連携を維持・強化することが必要。</p>

<p>(3) 国際的又は全国的な規模の競技大会の円滑な開催等</p> <p>国際的又は全国的な規模の競技大会の円滑な開催のための体制を整備する。</p>	<p>1) 国際競技大会の円滑な開催</p>	<p>○日本招致を行った国際競技大会について、閣議了解、政府保証書の発出等、国を挙げて支援。</p> <p>○国際スポーツ界における我が国の影響力を高めるため、H22より、国際競技連盟に人材を派遣(2名)。</p>	<p>・国際スポーツ界における日本のプレゼンスをより高め、日常から情報収集・発信に努め、国際的に活躍できる人材を養成していくことが必要。</p> <p>・国際競技大会の招致又はその円滑な開催のため、社会的機運の醸成や必要な資金の確保、外国時の受入等に必要な特別な措置等、国として一層の支援を行うことが必要。</p> <p>・国際競技大会の招致・準備運営に関する情報を収集し、関係諸機関と情報の共有化を図ることが必要。</p>
	<p>2) 国際競技大会等の開催に必要なノウハウの共有化</p>	<p>○スポーツ振興くじ助成による国際競技大会開催助成 14件(H14～22年)</p> <p>→ H14年ワールドカップサッカー大会の開催、H31年ラグビーワールドカップの開催決定。</p>	
	<p>3) 国際競技大会等に参加するボランティアの組織化</p>	<p>○国民体育大会の簡素・効率化のため、大会規模の見直しを実施。</p> <p>○H21から冬季大会の開催地都道府県に対し、スポーツ振興くじ助成を実施(3競技会で1億円)</p> <p>→ 大会規模の見直しによる参加者数の削減(H20冬季大会：15%削減)</p> <p>→ 「開始式」の廃止(H16夏季大会から)等を実施。</p>	<p>・国民体育大会について、開催地都道府県の人的・財政的負担は依然として大きいことから更なる簡素化・効率化を図るとともに国内トップレベルの総合競技大会として、将来性豊かなアスリートの発掘・育成の場となるよう充実させることが必要。</p>
	<p>4) 障害者スポーツの大会に対する支援</p>	<p>○NAASHのスポーツ振興基金において、障害者スポーツの大会開催に対する助成を実施。</p> <p>→ 配分実績:23年度 10件 18,366千円</p>	<p>・全国障害者スポーツ大会を含む障害者スポーツ大会の円滑な開催を支援するため、競技団体と財団法人日本障害者スポーツ協会等との連携を一層強化することが課題。</p>
<p>(4) プロスポーツの競技者等の社会への貢献の促進</p> <p>スポーツの振興や活力ある社会の形成に向けたプロスポーツの競技者等の活動を促進する。</p>	<p>1) プロスポーツの競技者等の技術指導等を通じた社会貢献活動の促進</p> <p>2) プロスポーツ団体と競技団体等の連携の強化</p>	<p>・プロスポーツ選手等による技術活用事業(H11～20)により計12団体に対し、助成。</p> <p>→ プロスポーツ団体が自主的にアマチュアとの交流、社会貢献を実施(例：Jリーグのホームタウン活動、全国野球振興会の野球教室等)</p>	<p>・トップアスリートの地域におけるの活躍の場の創出など、プロスポーツ選手を含めたトップアスリートの社会貢献活動を一層推進するための環境整備が必要。</p>



<p>達成状況と課題</p>	<p>例えば北京オリンピックでは、①過去5回の夏季大会でアテネ大会に次ぐメダル獲得数、②アテネ大会と並ぶ過去最高の入賞種目数を達成するなど一定の成果も見られるが、直近のメダル獲得率は、2.47%にとどまる。</p> <p>国家戦略として多額の国費を投入する強豪国に競り勝つため、各課題に留意しつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の基盤的選手強化への支援に加えた、スポーツ医・科学サポート、競技用具の開発等による戦略的な支援 ・関係機関が連携した効果的なタレント発掘やナショナルコーチの配置等による一貫指導体制の構築、 ・JISSの機能強化、高度な練習施設・研究能力を有する大学の拠点化及びJISS・NFとのネットワーク化など、All JAPANでの強化・研究活動体制の構築 <p>などにより、ジュニア期からトップレベルに至る戦略的・体系的な強化体制を構築する必要がある。</p> <p>また、スポーツ基本法の制定を踏まえ、新たにスポーツ団体のガバナンス強化や、スポーツ紛争の迅速・円滑な解決への支援、競技性の高い障害者スポーツに対する一体的支援などに取り組むことが必要。</p>
----------------	--